

様式第3号（第13条関係）

会議録

<p>会議の名称</p>	<p>定例庁議</p>
<p>開催日時</p>	<p>令和8年2月10日（火）午前8時56分から 午前10時14分まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>朝霞市役所 別館3階 市長公室</p>
<p>出席者の職・氏名</p>	<p>【出席者】          松下市長、宇野副市長、二見教育長、又賀市長公室長、          千葉危機管理監、瀆総務部長、紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、          堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、          村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、          益田上下水道部長、稲葉議会事務局長、福士学校教育部長、          奥山生涯学習部長、小笠原監査委員事務局長</p> <p>（担当課1）          小野澤副審議監兼危機管理室長、浅川同室長補佐、          千葉同室危機管理係長</p> <p>（担当課2）          西内総務部次長兼人権庶務課長、          石井同課長補佐兼男女平等推進係長、熊谷同課同係主任</p> <p>（担当課3）          佐藤職員課長、古瀬同課長補佐、小島同課人事研修係長</p> <p>（担当課4）          佐藤職員課長、古瀬同課長補佐、小島同課人事研修係長</p> <p>（担当課5）          松尾デジタル推進課長、白砂同課長補佐、          大石同課デジタル推進係長</p> <p>（担当課6）          山木福祉相談課長、平岡同課長補佐兼地域福祉係長、          萩原同課福祉相談係長</p> <p>（担当課7）          関口学校教育部次長兼教育総務課長、河本同課主幹兼課長補佐、          佐賀同課学校施設係長</p>

	(事務局) 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、 伊藤同課政策企画係主事
欠席者の職・氏名	欠席者なし
議題	1 第5次朝霞市防犯推進計画(案) 2 第3次朝霞市男女平等推進行動計画(案) 3 第5期朝霞市特定事業主行動計画(案) 4 第2期朝霞市障害者活躍推進計画(案) 5 DX推進方針(案)及びDX推進実施計画(案) 6 第5期朝霞市地域福祉計画(案) 7 朝霞市学校施設長寿命化計画(第2期)(案) 8 令和8年第1回朝霞市議会定例会提出議案
会議資料	(議題1) ・【資料1】第5次朝霞市防犯推進計画(案) ・【資料2】第5次朝霞市防犯推進計画(案)概要 ・【資料3】第5次朝霞市防犯推進計画(案)スケジュール  (議題2) ・【資料4】第3次朝霞市男女推進行動計画(案)について(概要) ・【資料5】第3次朝霞市男女推進行動計画(案)  (議題3) ・【資料6】第5期朝霞市特定事業主行動計画(案)(概要) ・【資料7】第5期朝霞市特定事業主行動計画(案)  (議題4) ・【資料8】第2期朝霞市障害者活躍推進計画(案)(概要) ・【資料9】第2期朝霞市障害者活躍推進計画(案)  (議題5) ・【資料10】朝霞市DX推進方針(案) ・【資料11】朝霞市DX推進実施計画(案) ・【資料12】朝霞市DXロードマップ(案)  (議題6) ・【資料13】第5期朝霞市地域福祉計画(案)【概要】 ・【資料14】第5期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画(案)  (議題7) ・【資料15】朝霞市学校施設長寿命化計画(第2期)(案)概要 ・【資料16】朝霞市学校施設長寿命化計画(第2期)(案) ・【資料17】朝霞市学校施設長寿命化計画(第2期)(素案)に係る市民コメント実施結果 ・【資料18】朝霞市学校施設長寿命化計画(第2期)(素案)に

	<p style="text-align: center;">係る職員コメント実施結果 (議題 8) ・令和 8 年第 1 回朝霞市議会定例会提出議案 (第 3 号～第 2 1 号)</p>	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 第5次朝霞市防犯推進計画（案）

【説明】

（担当課1：小野澤副審議監兼危機管理室長）

初めに本計画の策定経緯だが、資料2の計画案の概要の1を御覧いただきたい。

本市は犯罪のない安全で安心できる住みよい地域社会の実現に寄与することを目的として、平成17年4月に朝霞市防犯推進条例を施行した。この条例第9条に基づき、防犯に関する施策を計画的に推進するため、平成18年度から5か年を計画期間とする朝霞市防犯推進計画を定め、今回は第5次計画として令和8年度からの5か年の計画を策定するものである。

次に本計画の基本理念について、引き続き資料2の2基本理念及び資料1の11から13ページを御参照いただきたい。本計画では、第4次から引き続き「犯罪を起こさにくい地域環境づくり」を基本理念とし、資料1の11ページにあるとおり、第4次計画における取組を継続しつつ、広報、啓発活動を充実させ、今回新たに設定した地域防犯力の強化に資する、住民同士の顔の見える関係づくり、世代を超えた交流の促進、地域防犯活動の担い手の育成に取り組み、防犯施策の推進を図ることとしている。

また、別途策定する実施計画において数値目標を設定し、進捗状況の管理等を行う。

次に資料2の3近年の傾向及び資料1の2ページから10ページを御覧いただきたい。本計画案以前を含めた長期的には犯罪の発生は減少傾向にあるが、近年はコロナ禍での社会活動の抑制の反動により件数が増加し、中でも自転車盗やオートバイ盗は大きな伸びを見せるとともに、新たな犯罪として、高齢者を狙った特殊詐欺やこどもへの声掛け事案などが多くなっており、市、市民、事業者等が一団となって防犯活動を継続して実施する必要がある。

これらを元に資料1の15ページ以降に計画内容として取り組むべき施策をまとめているが、ここでは新規に位置付けた施策について御説明する。

17ページ、市の取組の(1)の①広報、啓発活動の推進の中の社会を明るくする運動、再犯防止に関する広報の推進については、現状においても取り組んでいたが、改めて本計画に位置付けて掲載した。

続いて、18ページ、(2)防犯に関する自主的な活動を推進するための支援の②に更正保護関係団体への支援を同様に追加している。

次に21ページ、市民の取組の(1)防犯に関する意識の高揚の序文に地域防犯力の必要性和防犯意識の高揚について新たに追記した。

以上が、第5次において、新たに追加した項目及び具体的な取組内容である。

最後に29ページを御覧いただきたい。第5次の計画策定に当たっては、市職員で構成する庁内連絡会議と、28ページの外部の委員で構成する防犯推進計画会議において御議論いただいたものをまとめた。

次にスケジュールだが、資料3のとおり1月22日に防犯推進計画会議を開催し、政策調整会議を経て、今回の庁議となっている。その後直ちに市民・職員コメントを実施した後、本年度3月末までの発刊を予定している。

説明は以上である。

(又賀市長公室長)

本件については政策調整会議で審議している。

政策調整会議の審議について報告する。

まず、「市民コメントの実施は庁議後で良いのか。」との質疑に対し、「スケジュール等の都合上、市民コメントが庁議後になっている。市民コメントで大きな変更があれば、防犯推進会議を開催し、軽微な変更であれば会長に一任と会議で了承をいただいている。また、大きな変更があった場合は政策調整会議と庁議にも、再度お諮りする。」との回答があった。

次に、「朝霞市としては犯罪認知件数が増加しており、特に自転車盗が増加している。その対策を計画に盛り込んでいるのか。」との質疑に対し、「範囲としては警察の管轄であるが、警察でも重点的に取り組むこととして位置付けている。チラシ配布や、自転車盗の多い駅前やスーパー付近での啓発を強化すると聞いている。また、実施計画等への位置付けについて、関連部署と調整していきたい。」との回答があった。

最後に、「青色防犯パトロールは継続するのか。効果検証等は行っているのか。」との質疑に対し、効果については一定程度あるという回答である。成果としては明確に計りにくいですが、市の姿勢を示す意味でも重要である。」との回答があった。

これらの審議の結果、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

(宇野副市長)

外国人に関する記載はあるのか。

(担当課 1：小野澤副審議監兼危機管理室長)

明記はされていないが、全体的に取り組んでいくとともに、必要に応じて実施計画への記載を検討する。

(宇野副市長)

外国人の犯罪等については社会問題化してきているため、適宜検討した方が良いと考える。

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

2 第3次朝霞市男女平等推進行動計画（案）

【説明】

(担当課 2：石井人権庶務課長補佐兼男女平等推進係長)

資料4を基に計画の概要を御説明する。

朝霞市男女平等推進条例に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とした「第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画」を策定し、男女平等推進に資する様々な施策を実施している。このたび、後期基本計画が令和7年度で終了することに伴い、新たに令和8年度を初年度とする「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定するものである。

策定に当たっては、令和6年度に「市民意識調査」を始めとする各種意識調査を実施し、令和7年度には「市民コメント」や「市民意見交換会」を実施し広く意見を収集する

とともに、国や県の指標・数値等を勘案しながら事務手続きを進めてきた。

また、本計画は、市の最上位計画の「第6次朝霞市総合計画」が並行して策定中であることから、総合計画との整合性を図るとともに、近年の社会情勢の変化や、これまでの男女平等施策の成果も踏まえた内容となるようにしている。

次に、計画の主なポイントについて、策定作業では、新たに「小学生・中学生・高校生意識調査」や「こどもモニター」アンケートの実施、「市民意見交換会」を開催した。計画の構成については、新たに「朝霞市困難女性支援基本計画」を内包した。計画内容としては、「ジェンダー平等」や「エンパワーメント」などのキーワードを取り入れたほか、9つの指標の見直しを行った。

また、「朝霞市困難女性支援基本計画」については、令和6年4月に施行となった「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づき策定する市町村基本計画である。

対象は家庭状況、地域社会との関係、性的な被害など、様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性とその恐れのある女性としている。

取り組む施策については、孤独・孤立化対策を視野に入れた支援体制を強化するという認識に立った内容としている。

基本施策や施策の方向、指標は、困難女性支援新法の目的・基本理念にある「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立つとともに、各種意識調査の集計結果を基に、施策の内容や指標及び数値目標を設定した。

次に、2ページの進行管理については、基本計画で定める「指標・数値目標」により進捗状況を管理するとともに、毎年度、実施計画に位置付けてある事業を対象として、「年次報告書」を発行する中で検証・評価を行う。

公表までのスケジュールについては、これまでの策定に係る取組は記載のとおりだが、本日の庁議での審議内容を踏まえて内容を確定し、3月の公表を予定している。

施策の体系については、資料5のPDFページ数22をあわせて御覧いただきたい。こちらで計画の全体の構成を御覧いただけるようにしている。左から順に、「めざす姿」、「基本目標」、「基本施策」、「施策の方向」としており、3つの基本目標については、総合計画の小柱との整合を図っている。

6つの基本施策については、本計画は3つの計画を内包しているため、基本施策2はDV防止基本計画、基本施策3は困難女性支援基本計画、基本施策4は女性活躍推進計画というように、内包する計画ごとに1つの基本施策に整理した構成としている。

説明は以上である。

(又賀市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議をしているが、特に質疑等はなく、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

3 第5期朝霞市特定事業主行動計画（案）

**【説明】**

(担当課3：小島職員課人事研修係長)

初めに、資料7だが、政策調整会議において、本計画を任命権者が連名で策定することに関し、事前に各任命権者に承諾を得るべきという御意見をいただいたことを踏まえ、各任命権者に内容を御確認いただいた上で、連名での策定についての同意書を御提出いただいた。また、「はじめに」のページの下から2段目において、その旨を追記する修正を行った。

続いて、本計画の概要について、資料6を御覧いただきたい。現計画は、昨年度において、内容は同じまま、計画期間のみ1年間延長したが、この度、女性活躍推進法の改正内容等が判明したため、これに合わせ、次期計画を策定するものである。

計画期間は、令和8年度を初年度とする5年間である。

次に、2点目の特定事業主行動計画の根拠法等は、記載のとおりである。本市では、次世代育成支援法及び女性活躍推進法が策定を求めている「特定事業主行動計画」について、取組内容が共通する項目が多いことから、現計画から、「朝霞市特定事業主行動計画」の中で、それぞれの取組に関して規定しており、第5期計画も同様に規定している。

続いて、3の主なポイントだが、5点あり、今回、特に重視したポイントは(2)から(4)で、市独自の視点として介護関係を追加したほか、初めて職員意識調査を実施し、職員の意識を把握できたことである。また、その結果として、時間外勤務が最も大きな課題であることが判明したため、時間外勤務の縮減についての課題の分析や取組、目標の設定に力点を置いている。

次に、4の進行管理だが、毎年度実施している公表を今後も引き続き行い、目標の達成状況を検証していきたいと考えている。

最後に、公表までのスケジュールは資料のとおりである。公表については、市ホームページ上で行う予定である。

説明は以上である。

(又賀市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議をしている。

まず、「本編の「はじめに」について、市長や議長をはじめ、複数の機関が記載されているのはなぜか。」という質疑に対し、「法律で国と地方公共団体の機関が策定することとされている。機関とは任命権者のことであり、朝霞市においては、全ての機関が合同で策定しているためである。」との回答があった。

次に、「計画の内容については、記載されている機関には確認しているのか。これまでも同様の手続きで策定しているのか。」との質疑に対し、「職員コメントを行うに当たっては、事務局に内容を伝えている。今後、内容が差し支えないか確認を行い、文書を頂く予定である。これまでは合議をいただいていたが、今回からは同意の文書を頂くこととした。」との回答があった。

次に、「市長名で策定し、各執行機関も包含していると記載するなど、他の方法を検討した方が良いのではないか。このタイミングで各機関に話を持って行った方が良いのではないか。議長以下に列記されている機関で認識されていれば問題はない。」との質疑に対し、「他市においても、連名で策定しているところが多いことから、本編の「はじめに」の記載内容について検討する。」との回答があった。

これらの審議の結果、必要に応じて修正し、庁議に諮ることとした。

**【意見等】**

なし

**【結果】**

原案のとおり決定する。

**【議題】**

4 第2期朝霞市障害者活躍推進計画（案）

**【説明】**

（担当課4：小島職員課人事研修係長）

本計画については、政策調整会議において特に指摘事項はなかったが、先ほどの特定事業主行動計画と同様、各任命権者に内容を御確認いただいた上で同意書をいただき、連名で策定することについて同意をいただいた。資料9の任命権者欄にその旨を追記している。

続いて、本計画の概要だが、資料8を御覧いただきたい。初めに、現計画は昨年度、特定事業主行動計画とともに、計画期間のみ1年間延長したが、この度、特定事業主行動計画の策定に合わせ、障害者活躍推進計画についても次期計画を策定するものである。

計画期間は、令和8年度を初年度とする5年間である。

また、本計画の根拠法令等は記載のとおりである。

主なポイントだが、1つ目は、法改正等への対応で、障害のある職員の定着率に関して改正があり、今回新たに数値目標を設定している。目標は、障害者枠で採用された職員の、採用1年後の職場定着率を100%としている。

2つ目は、障害のある職員等への意見聴取で、令和7年度自己申告において、新たに、「障害のある職員への配慮等」の項目を作り、意見を聴取した。今回の意見聴取により、新たに計画に反映した箇所はないが、今後も自己申告において、毎年度意見聴取していきたいと考えている。

次に、4の進行管理だが、特定事業主行動計画と同様に、取組の実施状況を毎年度公表しており、今後も引き続き行っていくことで、目標の達成状況を検証していきたいと考えている。

最後に、公表までのスケジュールだが、資料のとおりである。公表については、市ホームページ上で行う予定である。

説明は以上である。

（又賀市長公室長）

本件については、政策調整会議で審議をしているが、特に質疑等はなく、原案のとおり庁議に諮ることとした。

**【意見等】**

なし

**【結果】**

原案のとおり決定する。

**【議題】**

5 DX推進方針（案）及びDX推進実施計画（案）

**【説明】**

（担当課5：松尾デジタル推進課長）

資料10のDX推進方針案を御覧いただきたい。こちらの方針案は、DX推進本部と部会で素案を検討し、職員への照会や外部評価委員会に意見を伺った上で、案としてまとめたものである。先の政策調整会議でも御審議いただいた案である。

なお、策定を開始するに当たって、市政モニターへデジタル化に関するアンケートを実施しており、その結果も踏まえた内容としている。

まず、1ページを御覧いただきたい。策定の趣旨だが、新方針策定の主な理由を3点挙げている。1つ目に、現行方針が令和7年度までを計画期間としていること、2つ目に、デジタルを取り巻く環境の変化により、計画内容の見直しが必要なこと、3つ目に、国の「人材育成・確保基本方針策定指針」の改訂があり、デジタル人材の育成・確保に関する考え方の記載が求められていること、を挙げている。

このような趣旨から、現行方針の成果と課題を踏まえつつ、デジタル化からDXへと発展させた、新たな「朝霞市DX推進方針」を策定することとする。

次に、2ページを御覧いただきたい。位置付けだが、本方針は総合計画のほか、国や埼玉県の計画との整合を図った内容としている。また、計画的な進行管理のため、新たに「朝霞市DX推進実施計画」を定めるものとする。

次に、3ページを御覧いただきたい。推進方針については、国の「自治体DX推進計画」の重点取組事項を受けて、現行方針を見直し、本市の重点取組事項を4項目に再編した。(1)行政手続のオンライン化、(2)新しいデジタル技術の利用推進、(3)柔軟で働きやすい職場環境づくり、(4)フロントヤード改革の推進を、本市の新たな重点取組事項とする。

続くページからは、各取組事項の概要と主な取組についてまとめている。まず、4ページを御覧いただきたい。重点取組事項「行政手続のオンライン化」は、現行方針から継続して取り組むものである。本市では、国が「特に国民の利便性向上に資する手続」としている子育て関係15手続と介護関係11手続の26手続のオンライン化に取り組んできたが、26手続以外の各種手続についても、年間処理件数の多い手続やオンライン化への制約が少ない手続から優先して、オンライン手続の拡充に取り組む。

次に、5ページの重点取組事項「新しいデジタル技術の利用推進」は、現行方針から発展させて取り組むものである。生成AIを始めとした、新しいデジタル技術の利活用に適する定型的な業務と、職員による応対や柔軟な判断を必要とする相談・企画等の非定型的な業務を見極め、既存の業務における非効率なプロセスの根本的な見直しを目的とした、新しいデジタル技術の導入検討に取り組む。

次に、6ページの重点取組事項「柔軟で働きやすい職場環境づくり」も、現行方針から発展させて取り組むものである。本市では、令和7年7月からテレワーク制度の運用を開始したが、紙の資料や場所に縛られず柔軟な働き方ができるよう、テレワークに限らず、市内LANの無線化やフリーアドレス化など、より広範な働き方改革を目指す。

次に、7ページの重点取組事項「フロントヤード改革の推進」は、新たに位置付ける取組である。本市では、これまで、身分証明書等の券面読み取りによる申請書作成支援システムをはじめ、証明書発行手数料等のキャッシュレス決済レジを導入してきたが、引き続き、受付からバックヤードまでのデータ連携やキャッシュレス決済を拡充することで、市民の利便性向上と業務効率化の実現に取り組む。

続いて、8ページを御覧いただきたい。「人材育成」については、現行方針にはなかったが、新たな章として追加した。これは国の「人材育成・確保基本方針策定指針」が26年ぶりに改定され、「デジタル人材の育成・確保に係る留意点」が追加されたことを受けたものである。新たに策定する方針では、国の指針を踏まえ人材育成の対象を「DX推進リーダー」と「一般行政職員」の2類型に分類し、それぞれに必要な知識・意識に応じた研修等を実施していくこととする。

最後に、9ページを御覧いただきたい。「推進体制」だが、現行の方針に引き続き、デジタル化の実施主体である各業務主管課を支援するため、CIOを副市長とし、副市長をトップとした全庁的・横断的な推進体制とする。新たな方針では、基本的な推進体制は維持しつつDX推進本部、DX推進部会を新たに位置付けるとともに、外部評価委員会から外部人材の活用に関する意見が複数挙がったことを踏まえ、図内及び8行目以降に外部人材の活用に関する記載を追記した。

次に、資料11を御覧いただきたい。DX推進実施計画案について説明する。実施計画は令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とする。

表紙の次のページに表組で「実施計画一覧」を示しているが、方針で掲げる4つの重点取組事項と人材育成のそれぞれについて施策を具体化し、計9点の取組事項を定めるものである。

続く1ページからは、各取組事項の「事業概要」、「期待される効果」、「年度計画」の内容、「数値目標」についてまとめている。それぞれの説明は割愛するが、この実施計画は毎年度、各取組の達成状況の評価を行うものとし、DX推進本部と部会による進行管理の下、必要に応じて適宜、見直し・改訂等を行っていく予定である。

最後に、資料12を御覧いただきたい。こちらは、市のDXの推進に関する中長期の考えを示した、「朝霞市DXロードマップ案」である。

基本コンセプトは、「DX成功」の定義を「DXが当たり前の行政運営」が実現されている状況とし、これを最終目標として、「庁内全体にDX意識とスキルが浸透した状態を目指す」こととする。

基本コンセプト達成までの工程を3つのフェーズに分けて捉え、次年度から新たなフェーズ2に相当する「展開・浸透期から自立・統合期へ」に移行する段階と考えている。

なお、本ロードマップは、DX推進方針と併せてホームページで公開予定である。

結びに、本DX推進方針案及び実施計画案について、御承認いただいたら、市長決裁の上、年度内に策定を完了させ、公表する予定である。

説明は以上である。

(又賀市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議をしているが、内容の修正に関わるような質疑は無く、DX推進本部会議での意見を基に修正し、庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

6 第5期朝霞市地域福祉計画（案）

【説明】

(担当課6：山木福祉相談課長)

まず、本計画策定の背景だが、少子高齢化など社会環境は大きく変化し、8050問題やダブルケアなど、複雑・複合的な課題を抱える世帯が増えている。また、地域の担い手不足が深刻化し、行政だけでは支援が届きにくい場面も増えており、住民や関係団体との協働が一層重要になっている。

本計画は、社会福祉法に位置付けられる「地域福祉計画」として、関係分野の計画と連携・整合を図りながら、市として地域福祉を推進していくための基本的な方向性を示すものである。また、市が策定する本計画と、社協が策定する地域福祉活動計画を一体的に策定し、地域の実情を踏まえた、実効性の高い地域福祉を推進する点が特徴である。

前期の計画では、3つの基本目標に、「仕組みづくり」「心づくり」「地域づくり」を掲げ、地域福祉の基盤整備に取り組んできた。主に目標1の中では、相談支援や包括支援センター再編などは進んだが、複雑な課題には制度別対応の限界が見えた。目標2の中では、民生委員活動の再開や、交流の機会づくりを進めたが、担い手の固定化が課題として残った。目標3の中では、防災・防犯、住まいの確保や移動支援等を進めたが、災害時も含めた「顔の見える関係づくり」の重要性が改めて明らかとなった。

こうした振り返りから、支援につながりにくい人への働きかけ、地域の支え合いの弱まり、複雑化する課題への横断的対応の必要性が整理され、「共生」の視点を踏まえた地域づくりの重要性が改めて求められている。

前期計画の振り返りや、市民アンケート等を踏まえ、次の5つの課題に整理した。支援につながりにくい人への包括的支援体制の構築、居場所づくりの促進、分野横断的な支援、社会参加の促進、地域づくりの強化である。以上の5つの課題は相互に関連し、複雑に重なり合っており、従来の分野別の整理ではなく、共通する視点で施策を再構成する必要がある。

本計画では、基本理念のもと「4つの基本目標」「方向性」「主な施策」という体系で整理している。今回の本計画の大きな特徴として、第6次朝霞市総合計画と施策体系をそろえ、福祉分野の目標と市全体の政策方向を同じ軸で進められるよう整理した。これにより、分野横断で取り組むべき地域課題を、市全体の計画の中でも一貫性をもって推進できる構成となっている。また、本計画では、第6章に「重層的支援体制事業に関する計画」、第7章に「成年後見制度に関する計画」の2つを新たに包含し、相談支援・権利擁護などの地域福祉をさらに一体的に推進していく。これら2つの計画は、今回初めて体系的に盛り込んだものであり、この点についても本計画の、大きな特徴となる。

重層的支援体制整備事業実施計画についてだが、重層的支援体制は、制度や分野の狭間に陥りやすい複合的課題に対応するため、相談支援・参加支援・アウトリーチ・地域づくり支援を一体的に提供する仕組みである。来年度の機構改革で新設される地域共生社会課を中心として、関係機関との連携体制を整備していく。また、重層的支援と密接に関連する施策として、成年後見制度利用促進基本計画も併せて推進し、判断能力が不十分な方を支える地域の権利擁護基盤を強化していく。

再犯防止推進計画については、前期の計画に引き続き、住まいの確保、相談支援など社会とのつながりの再構築といった取組を継続して進めていく。

推進体制・計画の進行管理については、市と社協の推進委員会で進捗管理を行い、社会情勢や制度改正に応じて適時見直しを行っていく。

最後に、本計画書は全ページにユニボイス二次元コード、音声コードを掲載するなどして、誰もが内容を把握しやすい情報アクセシビリティに配慮する。

説明は以上である。

(又賀市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議をしているが、特に質疑等はなく、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

7 朝霞市学校施設長寿命化計画（第2期）（案）

【説明】

（担当課7：関口学校教育部次長兼教育総務課長）

本計画については、昨年11月12日の庁議で計画素案が承認され、11月14日に教育委員会へ報告の後、11月18日の全員協議会において市議会議員に対して説明を行ったところである。

その後、市民から計画素案に対する御意見等を伺うため、11月20日から12月22日までの期間に市民コメントを実施し、また、同じ期間に庁内への職員コメントも実施した。

それらで提出された御意見への対応を検討し、その結果を踏まえて計画素案の一部を変更し、計画案を策定した。そして、この計画案を教育委員会内及び庁内の検討委員会において審議した上で、本日の議題として提出している。

まず、市民コメントの結果を御報告する。資料17を御覧いただきたい。1ページ目に概要をまとめているが、4名の方から合計10件の御意見を頂いた。

2ページ以降に具体的な御意見の内容、意見に対する回答、計画素案の変更の有無についてまとめているが、今回頂いた御意見は個別具体的な内容であることから、市民コメントを受けての計画の修正は行っていない。

しかし、内容について参考となる部分も多くあったため、今後の改築や改修等の検討の際の参考にしていきたいと考えている。

次に、資料18を御覧いただきたい。1ページ目に概要をまとめているが、2名の職員から合計19件の御意見を頂いた。

そのうち、文章や標記の統一性や図表の見やすさなど、内容には影響がない修正を除き、意見を踏まえての修正を1箇所行っている。3ページの10件目の御意見で、計画書27ページの目標耐用年数の記載についてである。資料16PDFデータ30ページもあわせて御覧いただきたい。

「(2) 目標使用年数、改修周期の設定」の目標使用年数だが、計画素案では、鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数が80年とした理由として、上位計画である総合管理計画によることに加え、コンクリートの品質に関連する文献を例示して説明していた。

しかし、文献には普通品質と高品質の分けに幅があることや、他の文献においても直接的な等級の分けが定まっておらず、耐用年数の定義に誤解を招く表現であることから、コンクリートの品質に関する表及び注釈を削除することとし、御覧の表記としている。

この計画案を完成形として本日の庁議で承認されたら、2月19日の教育委員会臨時会へ付議したいと考えている。この教育委員会臨時会での議決をもって計画策定とし、その後はホームページ等で計画を公表したいと考えている。

説明は以上である。

（又賀市長公室長）

本件については、政策調整会議で審議をしているが、特に質疑等はなく、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

8 令和8年第1回朝霞市議会定例会提出議案

【説明】

(濱総務部長)

議案第3号 令和8年度(2026年度)朝霞市一般会計予算である。

予算書の1ページをお開きいただきたい。第1条の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ562億9,723万6,000円で、令和7年度6月補正後の予算と比べて、41億9,722万5,000円、8.1%の増となっている。

第2条の継続費については、7ページに掲載しているが、市庁舎長寿命化改修事業など6事業について設定している。次に、第3条の債務負担行為については、8ページに掲載しているが、農業近代化資金利子補給補助や市内循環バス運行事業損失補償など今後発生する可能性のある債務負担行為で、7件を設定している。

次に、第4条の地方債については、9ページに掲載しているが、庁舎施設改修事業など、20件を計上している。

その他、第5条の一時借入金、第6条の歳出予算の流用について、定めている。

それでは、歳入歳出の概要を申し上げる。予算書では、令和7年度当初予算額との比較となっているが、令和7年度当初予算は骨格予算として編成したので、6月補正予算後の額と比較する資料として、当初予算資料のうち22、23ページ、資料番号2当初予算前年対比があるため、こちらを使って御説明する。

まず、歳入だが、資料の22ページをお開きいただきたい。

第1款の市税は、前年度比3.9%増の260億4,907万3,000円を計上している。個人市民税では、納税義務者数の増加や個人所得の増加などにより増収、法人市民税では、令和7年度の実績などから増収と見込んでいる。また、固定資産税では、新築家屋の増などにより、増収と見込んでいる。

第2款の地方譲与税から第9款の環境性能割交付金までについては、令和6年度決算額や令和7年度の実績の伸びのほか、地方財政対策で示された対応や伸び率などにより算定している。

第10款の国有提供施設等所在市町村助成交付金は、令和7年度の実績に基づき計上している。

第11款の地方特例交付金は、住宅ローン控除による減収分のほか、自動車税環境性能割廃止による減収分などを計上している。

第12款の地方交付税について、普通交付税は交付団体と見込み、計上している。特別交付税については、令和6年度の実績に基づき計上している。

第14款の分担金及び負担金については、前年度比0.5%増の6億304万円を計上している。

第15款の使用料及び手数料については、前年度比2.2%減の8億1,935万円を計上している。

第16款の国庫支出金については、前年度比0.6%増の129億63万2,000円を計上している。国庫負担金では、子どものための教育・保育給付交付金などが増額とな

っており、国庫補助金では、民生安定施設整備助成事業補助金などが増額となっているほか、新たに重層的支援体制整備事業交付金などを計上している。国委託金では、国民年金事務費交付金などを計上するほか、新たに道路に関する新たな取組の現地実証実験委託金を計上している。

第17款の県支出金については、39.3%増の56億5,360万5,000円を計上している。県負担金では、子どものための教育・保育給付費負担金などが増額となっており、県補助金では、公立学校情報機器整備事業費補助金などが増額となっているほか、新たに給食費負担軽減交付金などを計上している。県委託金では、個人県民税徴収委託金を計上するほか、新たに県議会議員選挙執行費委託金などを計上している。

第18款の財産収入については、前年度比8.0%増の1億5,889万5,000円を計上している。

第20款の繰入金については、財政調整基金繰入金や公共施設マネジメント基金繰入金などを計上し、全体で、5億2,359万6,000円を計上している。

第21款の繰越金については、前年度と同額の4億5,000万円を計上している。

第22款の諸収入については、前年度比29.9%減の9億7,654万4,000円を計上している。

第23款の市債については、前年度比100.1%増の25億3,930万円を計上している。

次に、歳出だが、資料の23ページをお開きいただきたい。第1款の議会費については、前年度比3.7%減の2億7,260万7,000円を計上している。

第2款の総務費については、前年度比0.3%増の59億3,773万1,000円を計上している。

第3款の民生費については、前年度比7.7%増の316億9,864万1,000円を計上している。

第4款の衛生費については、前年度比4.9%増の39億2,758万7,000円を計上している。

第5款の労働費については、前年度比19.4%減の119万3,000円を計上している。

第6款の農林水産業費については、前年度比4.3%増の7,392万9,000円を計上している。

第7款の商工費については、前年度比19.8%減の2億1,151万1,000円を計上している。

第8款の土木費については、前年度比19.6%増の36億5,665万1,000円を計上している。

第9款の消防費については、前年度比0.2%増の16億558万円を計上している。

第10款の教育費については、前年度比27.9%増の60億2,149万円を計上している。

第11款の公債費については、前年度比4.4%減の28億3,412万2,000円を計上している。

第12款の諸支出金については、災害援護資金貸付金、土地開発基金繰出金で、前年度比2.1%増の619万4,000円を計上している。

第13款の予備費については、前年度と同額の5,000万円を計上している。

以上が今回の予算の概要である。

(堤田こども・健康部長)

議案第4号 令和8年度(2026年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算の概要で

ある。

1ページをお開きいただきたい。令和8年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ、107億8,091万6,000円で、前年度当初予算と比較すると、0.9%の増となっている。

はじめに、被保険者の状況だが、20,200人を見込んでいる。

以下、歳入歳出の概要を申し上げる。

まず、歳入だが、10ページをお開きいただきたい。第1款 国民健康保険税については、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に新たに、子ども・子育て支援納付金分を合わせ、28億4,068万2,000円を見込み、歳入総額の26.3%を占めている。

第4款 県支出金は、普通交付金、特別交付金を合わせ、69億5,337万8,000円を計上している。

12ページをお開きいただきたい。第6款 繰入金は、一般会計繰入金、基金繰入金の合計で、9億1,391万5,000円となっている。

なお、令和8年度も税率改定を行っているが、改定後においても、県が示す標準保険税率とはかい離があり、税収が不足することから、赤字補填のため、基金からの繰入金を計上している。

そのほか、繰越金、諸収入などで7,294万1,000円を計上している。

次に、歳出だが、16ページをお開きいただきたい。第1款 総務費については、総務管理費、徴収費などで、5,685万9,000円を計上している。

18ページをお開きいただきたい。第2款 保険給付費については、被保険者に対する療養給付事業、高額療養費支給事業などで、68億5,415万1,000円を計上しており、歳出総額の63.6%を占めている。

22ページをお開きいただきたい。第3款 国民健康保険事業費納付金は、新たに、子ども・子育て支援納付金分を含め、埼玉県から市町村に示された36億4,822万7,000円を計上している。

24ページをお開きいただきたい。第4款 保健事業費は、特定健康診査等事業などで、1億4,849万1,000円となっている。

そのほか、諸支出金などで、7,318万8,000円を計上している。

以上が、今回の予算概要である。

(佐藤福祉部長)

議案第5号 令和8年度(2026年度)朝霞市介護保険特別会計予算の概要である。

1ページをお開きいただきたい。令和8年度(2026年度)の朝霞市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ97億1,859万5千円で、前年度当初予算と比較して、1.6%の増となっている。

また、被保険者数等の状況については、65歳以上の第1号被保険者数は、2万9,254人を見込んでいる。

次に、歳入の概要について、10ページをお開きいただきたい。主なものとして、第1款 保険料では、65歳以上の第1号被保険者保険料として21億9,433万2,000円を見込み、前年度と比較して1.5%の増で、歳入総額の22.6%を占めている。

次に、第3款 国庫支出金では、介護給付費負担金や地域支援事業交付金など、負担金と補助金を合わせ19億4,989万8,000円、第4款 支払基金交付金では社会保険診療報酬支払基金から交付される介護給付費交付金など25億4,111万3,000円を、第5款 県支出金では、介護給付費負担金と地域支援事業交付金の負担金と補助金を合わせ13億7,785万4,000円、12ページの第7款 繰入金は一般会計

及び基金からの繰入金で、合わせて16億5,529万1,000円を見込んでいる。

次に歳出について、主なものとして、18ページをお開きいただきたい。第1款 総務費、第3項 介護認定審査会費では、介護認定調査委託料8,235万8,000円を計上するなど総務管理費、徴収費、趣旨普及費と合わせ1億7,350万2,000円を計上している。

次に20ページをお開きいただきたい。第2款 保険給付費では、居宅介護等サービス給付事業、地域密着型介護サービス給付事業、施設介護サービス給付事業などで、総額91億299万6,000円、歳出総額の93.7%を占め、前年度比2.8%の増となっている。

次に24ページをお開きいただきたい。第3款 地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業、26ページの一般介護予防事業と包括的支援事業、28ページの任意事業費、30ページの在宅医療・介護連携推進事業と認知症総合支援事業など、総額で3億5,605万9,000円を計上しており、前年度比34.2%の減となっている。減額の理由としては、包括的支援事業及び一般介護事業のうちの一部事業を、一般会計の重層的支援体制整備事業に位置付けることから減になっている。

次に34ページをお開きいただきたい。第6款 諸支出金のうち一般会計繰出し事業では、重層的支援体制整備事業への移行により、一般会計に繰出金として支出する必要から、総額8,503万5,000円を計上しており、前年度と比べ増額となっている。

介護保険特別会計は、令和8年度からの機構改革により、健康部介護保険課が所管となるが、事業の内容により福祉部地域共生社会課と健康部健康づくり課が、一部予算を執行することとなる。

以上が、今回の予算概要である。

(堤田こども・健康部長)

議案第6号 令和8年度(2026年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計予算の概要である。

1ページをお開きいただきたい。令和8年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ20億9,562万円で、前年度当初予算と比較すると、13.8%の増となっている。

初めに、被保険者数については、16,383人を見込んでいる。

以下、歳入歳出の概要を申し上げる。

まず、歳入だが、10ページをお開きいただきたい。第1款 後期高齢者医療保険料については、埼玉県後期高齢者医療広域連合による被保険者数などの試算に基づき、17億7,479万5,000円を見込み、歳入総額の84.7%を占めている。

第2款 繰入金については、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金で、3億1,771万3,000円を計上している。

そのほか、繰越金、諸収入で、311万2,000円を計上している。

次に、歳出だが、12ページをお開きいただきたい。第1款 総務費については、一般管理費と徴収費で、2,299万9,000円を計上している。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金については、市で徴収した後期高齢者医療保険料と保険基盤安定負担金などを合わせて、埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、20億6,860万9,000円を計上し、歳出総額の98.7%を占めている。

そのほか、諸支出金及び予備費で、401万2,000円を計上している。

なお、後期高齢者医療保険については、令和8年度が2年に1度の保険料改定の年に当たるほか、国民健康保険と同様に、子ども・子育て支援納付金制度が開始となる。

以上が、今回の予算概要である。

(益田上下水道部長)

議案第7号 令和8年度(2026年度)朝霞市水道事業会計予算の概要である。  
予算書の1ページを御覧いただきたい。

初めに第2条 業務の予定量だが、給水戸数、年間総給水量、1日平均給水量は、御覧のとおりで、主要な建設改良事業は、水道施設耐震化事業、老朽管更新事業等を予定している。

次に、第3条 収益的収入及び支出については、収入の第1款 事業収益の総額は、27億4,747万6,000円を見込んでおり、主なものは水道料金である。

支出の第1款 事業費の総額は、26億7,151万6,000円を見込んでおり、主なものは、県水受水費と施設の維持管理費及び減価償却費などである。

次に、第4条 資本的収入及び支出については、収入の第1款 資本的収入の総額は、7億9,393万2,000円で、主なものは企業債である。

支出の第1款 資本的支出の総額は、17億3,481万8,000円で、主なものは水道施設耐震化事業、老朽管更新事業等の建設改良費と企業債償還金である。

なお、収入額の支出額に対する不足分は、当年度分損益勘定留保資金等で補填する予定である。

次に、2ページを御覧いただきたい。第5条は、3事業について、それぞれ企業債の限度額を定め、第6条は、一時借入金の限度額を定めるものである。

以上が、今回の予算概要である。

(益田上下水道部長)

議案第8号 令和8年度(2026年度)朝霞市下水道事業会計予算の概要である。

予算書の1ページを御覧いただきたい。初めに第2条 業務の予定量だが、水洗化世帯数、年間有収水量、1日平均有収水量は、御覧のとおりで、主要な建設改良事業は、汚水整備事業と雨水整備事業を予定している。

次に、第3条 収益的収入及び支出については、収入の第1款 下水道事業収益の総額は、25億5,441万円を見込んでおり、主なものは下水道使用料のほか、雨水処理に係る一般会計繰入金である。

支出の第1款 下水道事業費用の総額は、22億6,456万2,000円を見込んでおり、主なものは、埼玉県荒川右岸流域下水道維持管理負担金及び施設の維持管理費のほか、減価償却費などである。

次に、第4条 資本的収入及び支出については、収入の第1款 下水道事業資本的収入の総額は3億6,249万8,000円で、主なものは、企業債及び国庫補助金などである。

支出の第1款 下水道事業資本的支出の総額は、8億2,039万4,000円で、主なものは汚水管渠整備、雨水管渠整備等の建設改良費と企業債償還金である。

なお、収入額の支出額に対する不足分は、当年度分損益勘定留保資金等で補填する予定である。

次に、2ページを御覧いただきたい。第5条は、2項目について債務負担行為を設定するもので、第6条は、2事業について、それぞれ企業債の限度額を定め、第7条では、一時借入金の限度額を定めるものである。

以上が、今回の予算概要である。

(濱総務部長)

議案第9号 令和7年度(2025年度)朝霞市一般会計補正予算(第7号)である。  
補正予算書の1ページをお開きいただきたい。補正額は、歳入歳出それぞれ、14億

5, 270万7, 000円の増額で、これを含めた累計額は、577億9, 423万7, 000円となっている。

第2条の継続費の補正については、6ページに掲載しているが、障害者プラン・障害福祉計画策定事業など3事業について、総額及び年割額を変更するほか、認定こども園整備費補助事業について、廃止するものである。

第3条の繰越明許費の補正については、8ページに掲載しているが、防災対策用備品購入事業など7事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すほか、市道2号線道路擁壁改修事業について、総額を変更するものである。

第4条の地方債の補正については、10ページに掲載しているが、防災対策事業など2事業について、借入限度額の変更を行うほか、(仮称)福祉等複合施設建設事業など2事業について、廃止するものである。

それでは、歳入歳出の概要を申し上げる。

まず、歳入だが、18ページをお開きいただきたい。配当割交付金及び地方消費税交付金などの県からの交付金については、交付実績を基に積算した決算見込額により補正している。

地方交付税は、国の補正予算に伴い、増額交付されたことから、6億6, 115万2, 000円増額している。

国庫支出金は、民生安定施設整備助成事業補助金などを減額する一方、新たに公立学校施設災害復旧費負担金などを計上するほか、子どものための教育・保育給付交付金や生活保護費負担金などを増額することにより、3億8, 638万7, 000円増額している。

20ページをお開きいただきたい。県支出金は、低年齢児保育促進・障害児保育事業補助金などを減額する一方、子どものための教育・保育給付費負担金などを増額することにより、8, 414万3, 000円増額している。

財産収入は、財政調整基金利子などの預金利子を増額することにより、1, 628万9, 000円増額している。

22ページをお開きいただきたい。寄附金は、土木費指定寄附金などで、53万9, 000円計上している。

繰入金は、公共施設マネジメント基金繰入金を増額することにより、246万円増額している。

諸収入は、生活保護法第63条返還金などを減額する一方、新たに埼玉県後期高齢者医療広域連合医療費負担金精算金などを計上することにより、6, 070万2, 000円増額している。

市債は、中央公民館施設改修事業債などを増額する一方、(仮称)福祉等複合施設建設事業債などを減額することにより、1, 670万円減額している。

次に歳出だが、24ページをお開きいただきたい。

総務費は、収入印紙購入のための消耗品費などを減額する一方、新たに防災対策用備品購入費を計上するほか、財政調整基金積立金などを増額することにより、4億1, 021万2, 000円増額している。

26ページをお開きいただきたい。民生費は、保育所等整備費補助金などを減額する一方、新たに生活保護費(追加給付分)などを計上するほか、子どものための教育・保育給付負担金などを増額することにより、10億3, 159万8, 000円増額している。

32ページをお開きいただきたい。商工費は、キャッシュレス決済ポイント還元事業委託料を増額することにより、2, 064万9, 000円増額している。

土木費は、みどりのまちづくり基金積立金を増額することにより、40万8, 000円増額している。

教育費は、新たにスポーツ用品購入費を計上する一方、中学校の電算機器設定等委託料を減額することにより、1,076万2,000円減額している。

34ページをお開きいただきたい。諸支出金は、土地開発基金繰出金を60万2,000円増額している。

以上が、今回の補正概要である。

(堤田こども・健康部長)

議案第10号 令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の概要である。

1ページをお開きいただきたい。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、4億3,315万4,000円の増額で、これを含めた累計額は、111億2,025万4,000円となっている。

以下、歳入歳出の概要である。

まず、歳入だが、10ページをお開きいただきたい。第1款 国民健康保険税は、調定額及び収納率の見込みにより、365万3,000円減額している。

第3款 国庫支出金は、災害臨時特例補助金を4万6,000円増額している。

第5款 財産収入は、基金の利子として、7万2,000円を増額している。

第6款 繰入金は、県からの決定通知等に基づく、保険基盤安定繰入金のほか、令和8年度の国保会計の財源不足を補うため、一般会計繰入金を4億3,668万9,000円増額している。

次に、歳出だが、14ページをお開きいただきたい。第6款 基金積立金は、財政調整基金等の利子のほか、令和8年度の財源不足を補うため、4億3,315万4,000円を積み立てるものである。

以上が、今回の補正概要である。

(佐藤福祉部長)

議案第11号 令和7年度(2025年度)朝霞市介護保険特別会計補正予算(第2号)である。

補正予算及び予算説明書の1ページをお開きいただきたい。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ113万9,000円を増額するもので、これを含めた予算総額は101億2,356万3,000円である。

まず、歳入だが、10ページ、第6款 財産収入では、利子及び配当金を113万9,000円増額するものである。

続いて、歳出だが、12ページをお開きいただきたい。第5款 基金積立金では、介護保険保険給付費支払基金積立金及び介護保険高額介護サービス費資金等貸付基金積立金の利子として、113万9,000円増額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

(堤田こども・健康部長)

議案第12号 令和7年度(2025年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の概要である。

1ページをお開きいただきたい。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、2,694万9,000円の増額で、これを含めた累計額は、18億7,199万9,000円となっている。

以下、歳入歳出の概要である。

まず、歳入だが、10ページをお開きいただきたい。第1款 後期高齢者医療保険料

は、調定額及び収納率の見込みにより、4,063万8,000円増額している。

第2款 繰入金は、保険基盤安定負担金の確定により、1,368万9,000円を減額している。

次に、歳出だが、12ページをお開きいただきたい。第2款 後期高齢者医療広域連合納付金について、後期高齢者医療保険料の見込み及び保険基盤安定負担金の確定により、2,694万9,000円増額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

(濱総務部長)

議案第13号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、職員の仕事と家庭の両立支援のため、部分休業の対象外となる小学校1年生から3年生までの子を持つ職員が、部分休業と同様に取得できる休暇として「子育て時間」を新設するものである。

なお、この改正については、令和8年4月1日から施行したいと考えている。

(堤田こども・健康部長)

議案第14号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、令和9年度の埼玉県内保険税水準の準統一に向け、令和7年度に続き、税率改正を行うほか、地方税法施行令が改正されたことに伴い、基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円にそれぞれ引き上げるものである。

また、地方税法等の改正に伴い、国民健康保険税の課税額として、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を加えるため、必要な規定の整備を行うものである。

なお、この改正については、令和8年4月1日から施行したいと考えている。

(又賀市長公室長)

議案第15号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例である。

資料の概要を御覧いただきたい。令和8年4月1日の機構改革に伴い16の関係条例について、課等の名称を改正する条例をまとめ、整理したものである。

なお、この改正については、令和8年4月1日から施行したいと考えている。

(堤田こども・健康部長)

議案第16号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、本条例については、令和8年4月1日から施行したいと考えている。

(堤田こども・健康部長)

議案第17号 朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、本条例については、令和8年4月1日から施行したいと考えている。

(佐藤福祉部長)

議案第18号 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、令和7年度の税制改正において給与所得控除の最低保障額が見直されたことにより、市の想定しない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、介護保険法施行令の一部が改正されることに伴い、令和8年度介護保険料の算定において、合計所得金額の算定方法及び市町村民税の課税非課税の判定基準について特例を設けるものである。

なお、この改正については、令和8年4月1日からの施行を考えている。

(小笠原監査委員事務局長)

議案第19号 固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについてである。

審査委員会委員3人のうち1人の任期が6月28日をもって満了するため、委員を選任するものである。

なお、委員については、再任となる。

(佐藤福祉部長)

議案第20号 朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、朝霞市障害者ふれあいセンターで実施する特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の充実を図るため、朝霞市総合福祉センターと統合して実施していくことから指定管理業務から削除するものである。

この改正については、令和9年4月から新たに5年間の指定管理事業として見直すもので、令和9年4月1日からの施行を考えている。

(佐藤福祉部長)

議案第21号 朝霞市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、総合福祉センターで実施する障害者相談支援事業及び就労支援事業の質の向上を図ることを目的として、当該事業を委託業務に切り替えて、市が主体的に事業を推進していくため、指定管理業務から削除するほか、所要の改正を行うものである。

この改正については、令和9年4月から新たに5年間の指定管理事業として見直すもので、令和9年4月1日からの施行を考えている。

【意見等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する

【閉会】